

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第24回都市計画基本問題小委員会

令和5年3月22日

【西岡係長】 大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第24回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。私は事務局を務めさせていただきます、都市局都市計画課の西岡でございます。よろしく願いいたします。

本日は15名中14名の委員に御出席いただいております、うち8名はウェブにて御出席いただいております。出席委員につきましては、お手元の座席表をもって代えさせていただきます。

今回も引き続き、一部の資料は紙で配付させていただきますが、基本的にはタブレットとPCでの資料閲覧としております。

また、本日はウェブ併用の会議開催となりますので、ウェブ参加の委員におかれましては、事前に送付させていただいている注意事項について御確認いただければ幸いです。

また、会場におられる委員におかれましては、御発言される場合には、机上のネームプレートを立ていただければと思います。司会者、進行者より順次指名させていただきます。

最後になりますが、本日は速記業者による記録とteams上の録画・記録機能を使用しますので、あらかじめ御了承いただけたらと思います。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以降の議事進行につきましては、委員長にお願いできればと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】 承知いたしました。皆さんどうもこんにちは。

今日の議事は、「中間とりまとめ（案）」についてということで、皆様の最後の御意見をいただきたいと思っております。

事務局より資料1から資料3の御説明をお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。

まず、資料1から3について、資料1は前回の委員会で御提示した骨子案を「中間とりまとめ(案)」の文章の形でお示しするものです。こちらの中間取りまとめ(案)に対して、参考資料がございます。資料2は中間取りまとめ(案)の内容を1枚の概要に落とし込んだものとなります。また、資料3は現在、国会で御審議いただいておりますが、令和5年度予算(案)のうち、小委員会での議論も踏まえつつ、メニューとして用意することができた支援策を並べた資料です。

それでは、資料1から御説明いたします。前回、委員の皆様からいただいたコメントを踏まえ、大きく修正、更新を行った点を中心に御説明いたします。

3ページを御覧ください。まず、全体を通して読み取りにくい言葉や、曖昧な表現については言葉を追加したり、定義を置くなりしています。例えば、I.はじめにでは、密度の経済性について、2行目から4行目に言葉を追加しています。

そして、9から12行目に、持続可能な都市に求められる人口の密度集積の在り方が、人々のライフスタイルの変化や最先端技術の進化・普及により、多様なものになっていることを追加し、多様なニーズに沿った密度管理の在り方が求められていることを記載しています。

20行目から、ダイバーシティの観点からも都市に関わる各主体がそれぞれの力を発揮し、デジタル技術の活用など社会の新たな動きを取り込みつつ、柔軟に対応していくことが危機や課題を解消する上で肝要である旨を記載しています。

24行目から4ページの5行目にかけて、6つのテーマを取り上げる理由を記載しています。いずれも都市政策をめぐる今日的な課題という点では共通であり、社会の変化や新たな価値観に対応した都市政策全体に通底する方向性として、まちづくりGXやデータやデジタル技術等の取組を、都市政策の取組を検討する上での前提となる都市構造を検討する視点として、コンパクト・プラス・ネットワークの取組や、広域・施策横断的な取組を、また、拠点や身近なエリアにおける魅力向上に向けた取組として、エリアマネジメントや柔軟なまちづくりに取り組むということを整理するとともに、これらは相互に関連させながら検討していくことが肝要との記載を盛り込んでおります。

5ページを御覧ください。II. 取り組むべき施策の背景・現状と今後の対応の方向性の(1)都市構造の「軸」と「拠点」の高質化・多様化の①背景・現状ですが、22行目から、今回、都市構造の軸と拠点の高質化・多様化というテーマを取り上げた背景として、都市中心部と郊外で求められる機能の違いや、大都市と地方で有する資源に偏在が見られ

るといった課題に対する問題意識を記載しております。

また、27行目から6ページの5行目にかけて、多極ネットワーク型コンパクトシティの根幹を果たす公共交通ネットワークの維持・確保が危機に瀕している現状を記載しております。

②の対応の方向性について、8ページを御覧ください。3)多極・多層のかつ集約型の拠点における都市機能誘導区域・誘導施設の設定につきまして、15から18行目にかけて、ネイバーフッドが多様な暮らし方・働き方を実現可能とするためのエリアであることを明確化しています。

23行目から4)として、大都市郊外における居住機能に特化した地域を例示に、ポストコロナによる暮らし方、働き方の変容も踏まえつつ、コミュニティ形成への効果からも居住誘導区域における生活の質を高める視点が重要であることについて記載を盛り込んでおります。

9ページを御覧ください。14行目、6)の見出しについて、持続可能という言葉を追加し、将来を見据えた目標設定が図られるようにすることが重要である旨を記載しております。

続きまして、(2)市町村域全体の観点からの土地利用について、10ページを御覧ください。市街地内外の定義について脚注で明確化するとともに、①背景・現状の18行目から市街化調整区域や非線引き白地地域の対象に目指すべき土地利用の内容に応じてゾーニングに取り組んでいる市町村がある旨を明確化しています。

11ページを御覧ください。②今後の対応の方向性の2行目から、スプロール化を防止し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を一層進めていくことが重要であり、そのためには区域区分制度をはじめとした都市計画制度の活用が引き続き有効であることを大前提として記載しています。

12行目から、都市計画的な手法によらない具体的な方策として、例えば地方自治法に基づく自主条例を記載しております。

14行から17行目に土地利用の最適化実現のためには、総合的な観点から検討する必要がある旨について、具体的な視点とともに記載を行っています。

18行目から21行目にインターチェンジ周辺の施設整備等については、スプロール化を招くものとならないように留意しつつ、周辺地域に対する影響についても配慮すべきとしています。また、26行目から28行目にコンパクト・プラス・ネットワークの具体的

都市構造を模索するプロセスの設計とそれを支える基礎データや分析技術の開発等にも取り組むべき旨を記載しております。

12ページを御覧ください。Ⅱ－2. 広域・施策横断的な都市計画の取組について、①背景・現状の10行目から12行目にかけて、都市圏全体を含めた広域で効果的な取組を行うことに対して、法律上の規定はあるものの難しい状況があるとの趣旨で修正を行います。

また、②今後の対応の方向性として、1) 広域的なまちづくりの取組の推進に向け、27行目から、都道府県が広域的な観点から助言・調整等の具体的なサポート内容を脚注に記載しています。また、国の、市町村、都道府県に対する役割を明記しています。

14ページを御覧ください。Ⅱ－3. まちづくりGXの①背景・現状について、26行目から28行目にかけて、都市の緑地の確保において、公共側の取組と併せて民間活力を生かした取組が強く求められている旨を明記しております。

15ページを御覧ください。②今後の対応の方向性として、1) 都市の緑地の質・量両面での確保につきまして、16ページの2行目から、緑の質・量のみならず配置も含めて、官民が共通して目指すべき姿を行政として示すことが重要と明記しております。

また、12行目から14行目にかけて、里山の保全活用に向けた環境整備や、都市農地を地域資源と捉え、まちづくりに生かす方策の検討の必要について記載をしています。

2) 森林への都市の貢献のあり方につきまして、17行目から20行目にかけて、森林への都市の貢献の在り方について、都市内で何を行うのかという観点から、都市側の開発等のインセンティブを森林保全につなげるという趣旨で、環境配慮型の開発誘導促進、住宅建築物分野をはじめ、木材を利用したまちづくりへの積極的評価を例示として挙げております。

3) 市街地整備と一体となったエネルギーの面的利用につきましては、23行目から、行政や開発者のみならず、施設管理者等の参画も重要な視点であることから、まちづくりの多様な関係者というフレーズで明確化しています。

17ページを御覧ください。Ⅱ－4. 社会の変化に対応した柔軟なまちづくりについて、①背景・現状の22行目から、決定実績が少数にとどまっている都市施設の種類を具体的に交通施設として挙げるとともに、27行目から、こうした状況に至る理由の説明として、制度の運用に関する十分な知見や理解不足等が考えられる旨を記載しています。

18ページを御覧ください。14行目からの、②今後の方向性につきまして、見出しを、

1) 都市施設の再構築への対応、2) 都市施設の適切なマネジメントへの対応、3) 市街地整備事業の推進に向けた運用の改善、4) 時間軸を踏まえた立地適正化計画の策定に分割をしています。

中身につきまして、1) の都市施設の再構築への対応につきましては、17行目から、都市施設の都市計画決定の意義について、地域として公共的位置づけを決定するものという趣旨から記載しております。24から26行目にかけて、整備に至っていない都市計画施設の用地の柔軟な活用の在り方について、引き続き検討を進めることが有効である旨を記載しています。

2) 都市施設の適切なマネジメントへの対応につきましては、29行目から次ページの3行目にかけて、新しい利活用ニーズに応じた既存ストックの有効活用などが重要であることについて、駐車場を例示に記載を行っています。

19ページ、3) の見出しにつきまして、取組内容が運用の改善であることを踏まえ、修正を行っています。

4) 時間軸を踏まえた立地適正化計画の策定につきましては、19行目から23行目にかけて、立地適正化計画に時間軸を考慮した居住や都市機能を誘導する区域の方針などを柔軟に位置づけることについて、社会経済情勢の変化のみならず、大規模災害の発生リスク等も踏まえることが効果的な場合があると記載しています。また、24行目から、立地適正化計画と防災面からの中長期的なまちづくりの推進の方策の一つである、事前復興まちづくり計画との関連について記載しています。

21ページを御覧ください。II-5のタイトルにつきまして、都市空間に限定せず、住宅地や郊外地のエリマネも視野に、多様な地域と変更しております。併せて本文においても、②今後の対応の方向性の21から24行目において、郊外の住宅地や空き家・空き地などの都市のスポンジ化が進むエリアにおいても、地域課題の解決に向けて公益性の高い活動に支援していく必要があることを記載しております。

続きまして、II-6. 都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用について、②今後の対応の方向性として、ページが飛びますが、24ページを御覧ください。2) スマートシティの取組の強化として、8行目からスマートシティの取組について、関係府省庁・部局、官民が横串に連携しながら進めていくべき旨を記載しています。また、14行目から、サイバー空間のみならず、都市空間のマネジメントを一体的に推進する必要について盛り込んでおります。

3) データのデジタル化・オープンデータ化、オープンイノベーションの推進につきまして、24行目から25ページの6行目にかけて、自治体ごとで仕様がばらばらとならないよう、データの標準化や都市計画基礎調査の調査手法・調査項目等の標準化を進める必要がある旨を記載しています。

26ページを御覧ください。Ⅲ. 今後、さらなる検討が必要な事項として、18行目からの柔軟なまちづくりや継続的なエリアマネジメントを行うことに際して、スピード感を持ってエリアの価値を維持・向上し再構築する観点から、データ活用や、これに伴うエリアマネジメントのサービス拡充等が残された課題であることを明確化しております。

以上、資料1の説明となります。

参考資料の変更点としては、事例の追加を行っています。

続きまして、資料2を御覧ください。

2ページ目になりますが、こちらは中間取りまとめ(案)を1枚の概要にしたものです。上段に今回のテーマに取り組む背景、そして、今後の対応の方向性を記載しております。冒頭に御説明させていただいたとおり、6つの大きなテーマを3つのカテゴリーに分けて整理を行い、それぞれの方向性を相互に関連させながら検討させていくことが肝要であるとの考えを示しております。

続きまして資料3を御覧ください。

小委員会でもいただいた方向性を踏まえ、今後、局内での検討を深めてまいります。予算に関してはこれまでの議論を踏まえて、令和5年度予算案として提出がかなったメニューがございます。現在、国会で審議いただいているところではございますが、現状を御報告させていただければと思っております。

①コンパクト・プラス・ネットワークの取組に関しては、都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向け、立地適正化計画、地域公共交通計画の一体策定に係る経費についての予算の重点支援、基幹的な公共交通軸を形成する鉄道等の走行空間の整備を補助事業として追加しています。また、日常生活を支える地域生活拠点の形成に向けて、必要な機能が確保された良好な環境の形成に向けた支援などのメニューを計上しています。

②広域・施策横断的な土地計画の取組に関しては、都市圏全体のコンパクト化に資する都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等の支援を計上しています。

③まちづくりGXに関しては、官民連携によるグリーンインフラの社会実装を継続的に

推進するとともに、対象区域に電力供給する遠隔地の再生可能エネルギー施設の整備等の支援を新たに計上しています。

④柔軟なまちづくりに関しては、既存建築物を活用した市街地再開発事業等を支援対象として新たに追加をしています。

⑤多様な地域における継続的なマネジメントに関しては、市街地再開発事業後のマネジメントまで見据えた取組を都市再開発支援事業として支援していますが、計画コーディネート業務の事業主体に都市再生推進法人等を追加しております。また、施設が長期にわたり持続的に活用されるための取組を行う市街地再開発事業等への支援を拡充しています。

また、⑥都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用については、まちづくりDXの環境整備を行うための調査を国が横断的に実施するための費用計上や、エリマネDXなど、まちの価値を高めるためのスマートシティの取組を重点的に支援する事業を創設しています。

以上、簡単ではございますが、資料1から資料3の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**【委員長】** どうも御説明ありがとうございました。

それでは今から、各委員の皆様から御意見等ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。オンラインの委員の方、また挙手をお願いいたします。僕、見えないかも分からないので、また順序前後するかも分かりませんが、よろしくお願いたします。

特にございませつか。よろしいですか。〇〇先生、お願いたします。

**【〇〇委員】** どうもありがとうございます。資料1を拝見いたしまして、大變的確に様々な論点をおまとめいただいているのではないかと拝読いたしました。どうもありがとうございました。

その中で一つ、恐らく17ページから始まる、社会の変化に対応した柔軟なまちづくりというところのどこかに、もしキーワードとして入れることができればと思っているのですが、いわゆるアジリティーが非常に今、世間的にも大きなポイントとして、特にこの冒頭でも記されているように、社会の変化のスピードが早まっているという中で、それに迅速に対応するまちづくりの在り方が問われているかと思うので、アジリティーでやはり、さらにこれは、従来の都市計画の中ではやや否定的に言われてきたことですが、暫定制と

いう話をどこかでキーワードとして埋め込んでもよいのではないかと私自身は思っているのです。私がかもし読み落としていたら大変恐縮でございますが、もし、そうしたキーワードがないとしたならば、アジリティーであるとか暫定性といったことを今後は積極的に位置づけていくんだといったあたりが、どこかの文脈で入っているとよいのではないかなと感じた次第でございます。

まず、第1点目としては、その辺を指摘させていただければと思います。

**【委員長】** どうもありがとうございます。前回でも御指摘いただいていたことかなと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

**【〇〇神戸市都市局副局長】** 神戸市都市局でございます。今回の取りまとめの中で、コンパクト・プラス・ネットワークのことなど冒頭に挙げていただきまして、まさに我々地方にとりましても、今後のまちづくりの大きな方針として考えておるところでございます。感謝を申し上げたいと思います。

具体的には、それぞれのコンパクトなネットワーク、コンパクトな町の中で、柔軟に都市計画を運用して魅力を高めていきたいということですか、基幹となる公共交通と、それからネイバーフッドの地域交通としっかりと連携して交通を維持していきたいという方針で今後ともまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

それと、緑の関係も今後大変力を入れていきたいと考えておりまして、特に都市の魅力を高めるとか、市街地に隣接した里山の保全ですか、また、都市と農村の交流といったことを行政としてもしっかりとサポートしながら、市民の皆様のウェルビーイングを保っていきたいと考えておりますので、今回の方針に従いまして、我々も現場でしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございます。特に今回の文面等に関してはこれで御異論ないということですのでよろしいですかね。ありがとうございます。

オンラインで〇〇先生が挙手いただいているようです。〇〇先生、お願いいたします。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。今回資料を読ませていただきまして、この間いろいろ申し上げた意見について対応をいただきまして、ありがとうございます。全体的に具体的で分かりやすいものになったと考えております。

その上で少し気になった点なのですが、11ページの13行目のところで、都市計画的



な手法にこだわらない幅広い視点が重要だということについて、今回、この自主条例に基づく施策というのを対応策として入れていただいたのですが、その前のところの形容として、「地方自治法に基づく」とさりげなく書いてある。これは、厳密に言うと、自主条例自体は憲法で基礎があって、地方自治法がそれを確認したり、制約している形で地方自治法の14条1項にあるという理解としますので、「基づく」と書くと誤解を生むと困るので、「地方自治法で定められた」とかいう形で書いていただいたほうがよろしいかなという感想です。

それから、19ページの(4)で時間軸と立地適正化計画の策定ということを書いていた点は、これから非常に重要な点ではないかなという気がしております。今までも都市計画で時間軸という話はしてきたんですけども、それは中期だとか長期だとかという、全体としては平時を念頭に置いた場面で、時間的なスパンを気にしていたように思うんですけども、ここは災害発生リスクというものを視野に入れて、平時と災害時、復興時も含めた災害時の在り方を考えるという視点です。これは法律学の世界では、行政組織について平時の組織と災害時の組織という見方など、今まで一般的にあるんですけども、計画について平時と災害時を区分して考える、特に最近、立地適正化計画と災害の関係というのが重視されてきたんですけども、そういう中であって、立地適正化計画が平時、緊急時というものに対応して、どういう貢献ができるかという取組は、今回はあまり議論できなかったんですけども、今後重要になってくるかなという気がいたしました。こういう形で記載いただいたことは非常に心強いかなという印象を持っております。

以上2点、感想です。

**【委員長】** どうもありがとうございます。2点御指摘いただきましたので、後でまた事務局から見解等をいただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

**【〇〇専門委員】** むつ市の〇〇です。公共交通ネットワークの重要性について、少し踏み込んでもいいのかなと思っていて、車移動に慣れ切った地方都市、50メートルでも20メートルでも、そんな距離でも車移動してしまう我々むつ市のような都市でも、公共交通の大切さをしっかりと説明していく必要があるのではないかなと思います。車の移動というのは個人の自由な行動を象徴するものであるもので、なかなか都市の話とかみ合わないところもあるんですけども、ただ最近、むつ市において、きちっと考えてくれている事業者が立ち上がって、立適と連動する形で新たな路線を開拓してくれているんです。そ

うした公共交通の取組について、都市計画サイドでも応援していく必要があるなど感じて  
います。

学校への通学者だったり、商業施設への買物、病院への通院、そうした都市施設と公共  
交通が結びついていることもありますし、免許返納をしてしまったお年寄りの方たちもい  
ると思うんです。そういった人たちの自由な行動のためにも、今回のこの取りまとめの中  
に、公共交通がいかにして重要であるかという、簡単なものでもいいので、そういった理  
由を少し記載してくれると、今後、我々としても市民の皆さんに説明していくときにすご  
く分かりやすくなっていくんじゃないかなと思うんです。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。もし具体的にこの場所でとかというのがあると作  
業もしやすいかなと思うんですが、公共交通のお話だと、6ページの12行目ぐらい、「公  
共交通ネットワークの維持・強化とコンパクト・プラス・ネットワークに係るまちづくり  
との連携の強化を更に図っていくことが重要と考えられる。」というあたりが今御指摘  
いただいたこととかなり重なると思うんですけれども、プラスアルファしてこの辺りにもう  
ちょっと入れたほうがいいのかという理解ですか。

**【〇〇専門委員】** はい。一言、二言でいいので。

**【委員長】** ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。〇〇委員、お願いします。

**【〇〇臨時委員】** 非常に的確にまとめていただいて、非常にいいものになっているの  
ではないかと思っております。

その上で、資料1の16ページ目のまちづくりGXのところを少しコメントさせていただ  
きます。ここで、都市の緑地の話や森林の話があって、都市の緑地についても意義や理  
念をきちんと整理した上でと書いていただいていますし、森林についてもいろいろと書か  
れてはいるんですけれども、やはり一くくり感というのがあって、いろいろな意義や理念、  
目指すべき姿があります。政策として、各分野が計画で掲げているけれども、なかなか行  
政だけでは推進が難しい、実効性が上がってない、ネックになっているようなことを、む  
しろ民間の活力や資金を導入すればできるよというような形の政策に持っていくという  
のが非常に大事かなと思っております。

非常に考え方はいいと思うのですが、安易に緑地や森林を守ればいいんでしょうという  
形に流れてしまうと、本質的ではないのではないかと思います。本来難しかったところが、

都市側のいろんな貢献によって拡充されてできるようになったというのが政策の効果として現れるためには、単に緑地を保全したり里山を保全したり森林を保全したり維持したりというようなことだけではなく、もう少し政策の効果といいますか、これまでの政策でネットワークになっていることが民間の活力とかを導入することによって、これまでできなかったことができるよというようなニュアンス、運用上の工夫が必要といった書き方が入るといいと思いました。これは意見、コメントですので、今さらこれを変えろと言っているわけではなく、今後いろいろと制度を組み立てていく場合に、そういうことを意識していただけると非常にいいなと思いました。

その関連で、資料3の令和5年度の主な取組の③のまちづくりGXについてのところも、「民間建築物の屋上緑化等の取組を支援し」とありますが、例えば屋上緑化と一概に言っても、今は日当たりがいいかもしれないけど、周辺に建物が建ったら日陰になってしまうという場合もあったり、壁面緑化も同じですが、それがどういうところで本当に効果があるのかというのを科学的な根拠に基づくべきと考えます。こうした点は都市計画学会などにいろいろと検証された論文があります。効果的な屋上緑化に対して支援をするということで、何でもかんでも屋上緑化すればグリーンインフラだよということで支援していくというのは違うと思います。この辺は考慮されていると思いますが、一概に全部ひとまとめにしてしまうことがないようにということで、コメントさせていただきました。

以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございます。

それでは、〇〇委員の手が挙がっていますので、その次、〇〇委員、〇〇委員の順番でお話を伺っていきたいと思います。〇〇先生、お願いします。

**【〇〇臨時委員】** 前回の指摘について御検討くださりまして、ありがとうございます。冒頭部分をはじめ、検討の重要性がより明確になったのではないかと思います。御苦勞さまでした。

今回は、前回の委員会で指摘をあまりさせていただかなかったまちづくりGXに関して3点、今の〇〇委員の話にも関連すると思いますが、意見を述べさせていただければと思います。

まず1点目なんですけれども、13ページに示されておりますように、生物多様性の確保に関する国際的な関心が高まってきています。そして、気候変動やレジリエンスに関する取組は日本においても非常に重要課題になってきていると思います。しかし、こうした

国際的な枠組みで示されている対応の対象、例えば生物多様性に関する対応であったり、気候変動に対する対応であったり、こういった対応の対象というのは緑だけではなくて、自然的土地利用全般に及んでいます。この中間報告でどう示すかというのは別にして、今後の検討においては、緑地自体も生物多様性との関係を踏まえて丁寧な定義づけがなされるべきだと考えられますし、さらに対応の対象として緑地に限定するかどうかは検討を深めていただければと思っています。

2点目ですが、近年制定されているフランスの生態系保護、あるいは気候変動とこれに対応するレジリエンスに関する法律を読み解いているところなんですけれども、これらの法律などを見ていると、緑を含む自然的土地利用の変化を情報として報告するという規定であったり、これらの情報を基準として活用していくというような規定が含まれています。自然環境のデータというのが法律を運用する根拠になっているということです。また、日本においても、緑に関する条例を見ていると、緑の実態を調査してそのデータを基準に規制や誘導などを行っている例というのが少なくありません。つまり、緑や生態系の保護、そしてレジリエンスに対応していくためには情報が不可欠であるということです。したがって、この中間取りまとめでは23ページ以降、II-6に書いてあるような都市活動のデータだけではなくて、自然環境の実態や変化に関するデータが非常に重要になってきます。したがって、まちづくりGX及びDXに関する表記について自然環境に関するデータが非常に重要で、これらのデータをデジタル技術を用いて整備して利用していくことを、可能であれば、付記していただければと思います。

3点目ですけれども、14ページに、都市の緑地の質・量両面での確保の方向性について示されていて、それから、緑の基本計画と立地適正化計画の関係が重要な展開として示されているわけが、先ほども申し上げましたように、既に自治体では独自の条例を用いて、緑地の保全や緑地の創造の施策が展開されています。このことは、神戸市さんの意見の中にもあったかと思います。例えば、独自の緑地に関する情報をカルテにして、それをベースに環境影響評価と結びつけて緑地を保全したり、それからNPOのボランティアの受皿や基金の構築を行って緑地の管理や買取りなどを行っているような実態もあります。こうした長年の自治体の取組を評価して、都市計画制度と結びつけていくことも非常に重要であると考えられます。つまり、こうした自治体の、先ほどの話では地方自治法に書かれている条例による取組を踏まえるという点も付記してはどうかと思いました。これも修正の可能な範囲で結構です。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 前回出てないので、どこまで申し上げていいのか分からなくてすみません。

最初に申し上げたいのが、資料1の15ページなんですけど、カーボンニュートラルの話があります。私自身は森林の都市への貢献は大事だと思っているんですけども、それよりも問題だと思うのが、市街地と一体となったというほうで、建物って一度つくったらそう簡単には更新が行われず、そして後から少し整備をし直すということをしようにしてもなかなかできない。そうすると、つくったときがすごく大事なので、ここで書かれている「市街地整備と一体となったエネルギーの面的利用」と20行目にありますが、大都市導入事例が増えてきているって、本当に増えているんですかというのは、全数から言ったときにどうなのか。その総体論がなくて、増えている、地方都市ではあまり進んでいない。でも地方都市って、そもそも開発の数がすごく少ないということから考えると、大都市で進んでいるからいいんですみたいな書き方をしちゃっていいのかなというのがちょっと思ったところです。

そうすると、この次のページに書かれているところも、市街地整備と一体となったエネルギーの面的利用が4行しかなくて、これもすごく気になったんです。その手前の森林都市整備のところも少ないのかもしれないんですけども、市街地と一体となったことこそ、都市計画としてももう少し考えないといけないことではないかと思うわけです。というのは、イギリスから帰ってきたばかりということもあるんですけども、電源構成の中で日本は再エネ比率が低いので、そうすると、新規で開発するときに省エネ化を図らないといけない。有効利用を図ろうとすると、もう少しこのところを考えないといけないということと、災害への対応を考えると、ガスパイプを切れないので、そこから電気をつくることができるということは、もう少し都市インフラという観点からも重要性を持って対応すべきではないかなと思います。ただ、今からそんなことを言っても遅過ぎると言われると、次のときで結構ですので、そこは国交省の中で少し頭の中に入れておいていただけるとありがたいかなと思います。

あと18ページ目ですけども、今後の対応の方向性のところに、都市施設の再構築への対応とあるんですけど、ここの中に、「都市計画制度の持つ柔軟性を生かしながら」と言っ

たときのこの柔軟性というのが一体何を言っているのかは、もう少し明快にしてもいいような気がします。都市施設のメニューとしていろいろなものが入られるということだけにとどまらず、本来であれば、都市開発は非常に時間がかかるので、事業ができる段階になって、実はもうそれは時代的に、今時代が進むのが早いので、乗り遅れてしまったようなものの施設を整備しなければいけなくなってしまうということもあるので、ここはまた次の話なのかもしれないんですけども、私の感想としては、もっと時代に対応できる都市計画って一体何なのか、時間のかかる都市開発の中でそれをどういうふうに対応していくのかということは、今後考えていく必要があることだと思います。ただ、これはコメントですので、今からどうかしてくれというふうには申し上げません。

最後に、スマートシティのところなんですけど、いろいろ書いてくださってありがとうございます。いろいろなところでのスマートシティの選定だとかいろいろやらせていただいているんですが、その中で気になるのは、やはりどこの行政体も、ひたすらデータを活用することにとどまるケースが多いので、そうではなくてそれをどのように大きく活用し得るか、都市空間のマネジメントに幅広く活用し得るかということをもう少し強く書いていただく。つまり、スマート化のもたらすものは最終的には市民のQOLの向上なので、そのためにそれがどう活用できるのかということに留意していただくのがよろしいかなと思います。これも感想です。ありがとうございました。

**【委員長】** 御指摘どうもありがとうございます。

それでは〇〇先生、お願いいたします。

**【〇〇臨時委員】** 私も3点です。取りまとめの内容が非常によくなったと思います。取りまとめ作業、ありがとうございました。

まず16ページの、多くの方からご指摘いただいている森林保全の部分につきまして、森林の側から考えると、どこを保全するのが望ましいのかという、森林側からの優先順位もあるので、これらに関する森林データも重要になってくると思います。それは、先ほども御指摘があった23ページ以降のデータやDXに関わるものだと考えています。データの対象にする範囲がここでは具体的に書かれていませんが、どのようなデータを整備するかという選択が非常に重要になると考えます。例えば東京と同じニューヨークやパリのような大都市では、街路樹のデータ化やその公開もされています。それだけでなく、今申し上げたような森林保全のための森林データの整備は非常に重要であり、DXがGXの前提になると考えております。今、ここで修正が必要ということではありませんが、今後、こ

の点が非常に重要になってくるという感想を持ちました。それが1つめです。

2つ目が、24ページのスマートシティの部分です。ここではスマートシティがデジタル化と結びつく側面が多く述べられていますが、世界的にスマートシティで有名なバルセロナでは、スマートシティの重要な目的の1つがインクルーシブになっています。今後の検討の課題としていただければと思いますが、インクルーシブ的な視点がもう少し入っても良いのではないかと思います。

最後に、本日の新たな資料3につきまして、2つ目の広域の部分が若干気になりました。都市計画区域外の地域生活拠点の形成支援というのは非常に重要なことで、私もこの考え方には賛成ですが、一方で、都市計画区域内に施設を整備するということの背景に、都市計画税があると認識しています。都市計画区域外における拠点整備においては、都市計画税との整合性をどうとるのかということを少し御説明いただきたいと思いました。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。最後は御質問もいただいたと思いますので、後で御対応のほうをよろしく願いいたします。

2巡目で、〇〇先生、挙手いただいています。よろしく願いいたします。

**【〇〇委員】** 2巡目で申し訳ございません。

皆さんも御指摘いただいていたまちづくりGXに関してなんですけど、14ページの下のほうで「民間活力を活かした」という表現がございます。これは前回も申し上げたかと思うんですけども、ここで語られている民間活力の活用という話が、一言で言うと、何となくですが、政令市以上の大都市を中心に、かつ本来であれば公共サイドがきちんと整備すべき公園等を中心とした緑について、しかし、公共側にそれだけの余力がないところに対し、Park-PFI等の手法を使って、かつ一部上場とまでは言いませんけれども、大企業を中心としたような企業がそこを手伝ってくれるといったようなことが、何となく暗黙の了解として見え隠れするわけでございますけれども、この民間活力の活用という話はずっと多様であるべきだと思うんです。対象とする自治体にしましても、政令市以上ではなくて、もっと地方の中小都市をも対象にすべきでしょうし、また主体に関しましても、今申し上げたような大企業だけではなく中小企業、さらには一般の市民をどうやって巻き込んでいくのかといったような視点が必要になってくるのではないかと思います。また、対象とされる土地に関しましても、本来、公共が整備すべき公園を中心とされるような土地だけではなくて、民地に関して、それこそ農林地も含めた民地に関して、それを地元の

例えば自治会であるとか、あるいは先ほど申し上げたような中小企業や市民とか、こういった主体が積極的に管理していくことによって、新たなタイプの緑地が確保されていくと。このようなこともここには含まれるはずだと思いますので、その辺が少し広く読めるように表現ができないものかなと思っておりました。

ですので、そう考えていきますと14ページの29行目以降で、「加えて」という形で農地の話が出てきたり、あるいはその後、「森林への都市の貢献のあり方」という話が次に出てきますけど、本来であればこれらも全て含めた形で、民間活力を生かした取組という枠組みの中に入ってくる話ではないかと思っておりますので、その辺、もしできるのであれば少し全体の編集をお考えいただけるといいかなと思った次第です。

それからもう一つはコメントだけでございます。確かにネイチャー・ポジティブという中で、生物多様性がこれから非常に問われていく時代になるということは間違いのないんですが、そこで1つ注意すべきは、今議論の中心になっている生物多様性をめぐる議論って、やはりどうしても冷温帯の欧米を中心とした生物多様性の議論だと思うんです。それに対して、我々、温帯モンスーンの中にあって、ともすると放っておいたって物すごい勢いで多様な生物が繁殖する可能性のある土地における生物多様性、特に都市における生物多様性って一体どういう議論であるべきなのか。ここは、今後、少し真剣に議論を詰めていく必要があるのではないかと考えております。従来は、在来種さえ植栽すればそれが多様性に対する配慮であるとか、そうしたことをもってしていろいろな評価の中でもって高い評点が取れるとか、こういう議論が主体であったわけですけれども、必ずしもそういった議論だけではないところで生物多様性という話を受け止める必要があるはずで、そこら辺の議論の蓄積が今後は必要になってくるのではないかなと考えている次第でございます。

以上でございます。

**【委員長】** 御指摘どうもありがとうございます。

オンラインで〇〇先生の手が挙がっているかと思えます。お願いいたします。

**【〇〇臨時委員】** 取りまとめていただきありがとうございます。大変分かりやすく、また、今日皆さんから出ている御意見ももっともだなと思いつつ、私から1点、資料1についてお話いたします。

今までも出ているお話ですけれども、公民連携といった言葉がなかったなど。言葉を入れるというよりは、主体をいかに行政とつなげ、さらに主体同士をつなげていくかみたいなことが必要じゃないかと思っています。どこに入れたら一番いいかなと私なりに考えま



したけれども、一番最初の「はじめに」のページの20行目、この辺りでダイバーシティということも含めさせていただきましたといった説明が先ほど口頭であったと思います。この20行目の都市に関わる主体、いかに持てる力を発揮できるかが重要、それはもちろんそうなのですが、個々に発揮され、いかに連携していくというようなことが入るといいかなと、これは私の1案ですので、また文言とかを練っていただければと思います。

今まさに〇〇先生からもお話がありましたけれども、いつも言う公民の民が、どうも企業というイメージが強いですけれども、やはりこれからは市民の方、市民の方もいろんな形での関わり方があると思いますので、そういう意味で多様な方々、ダイバーシティの社会の対応といったこの趣旨と、御説明があったことにもちゃんと適合すると思います。この辺りで何とか、公民連携という言葉ではなくても、いろんな主体が連携していくことが入るといいと思った次第です。

あともう1点、資料3を見せていただいて、今、国会で審議中ということで、この内容についてとやかくというよりは、もっと大きなことで恐縮です。いろんな支援は今までもしてきましたし、これからもいろんな支援をしていくわけなんですけれども、ぜひその支援をした評価というか、どのような結果が出たのかということがなかなか示されていないような気がいたしております。私の勉強不足で、ちゃんといろんなところに示されているということであれば失礼な発言になるんですけれども、もう少しこのような支援でこういうことになったということを広く国民に示していくということが、今後、開示性が重要視される社会においてはますます大事になっていくなということを思った次第です。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。最後の御指摘はE B Mのお話かと思しますので、この辺りも事務局からお答えできることがあれば、情報をいただければと思います。

〇〇委員、お手が挙がっています。お願いします。

**【〇〇専門委員】** よくおまとめいただきありがとうございました。私からは、多様なエリアマネジメントということで、最後のページのところに関して……、最後ですかね。

**【委員長】** 21ページからですね。一番最後はデジタルなので、その1つ前です。

**【〇〇専門委員】** そうですね、21ページ、22ページのところなんですけれども、最後のむすびのところで、ガバナンスの在り方というのが法人制度の在り方について検討

が必要だと書かれているんですけども、少し限定的な印象を持ちましたので、ざっくりで言うと、ガバナンスの在り方を検討する必要があるということなのか。あえて書くのであれば、法人制度の在り方と、あとは協議型のプラットフォームというんでしょうか、何かしらそういったプラットフォームの在り方を書いたほうがいいんじゃないかなと思いました。

何が言いたいかと申しますと、事業をエリアマネジメント会社として進めていくときに、かなり地縁組織、町内会とのやり取りに心血を注いでいます。進めていく上で、日本の中でベースになっている地域ガバナンスというのは、町内会ですとか広く町内会の連合というのがガバナンスとして基にあるというのがとても重要だと思います。守りのガバナンスと、どちらかという、都市再生推進法人ですとか私どもですと、計画的な思考を持った攻めのガバナンス的な側面があると思っていて、ここのやり取りがうまくいかないと分断が起きかねないなというふうに思うことが結構あるんです。ですので、そういった新旧ガバナンス、あるいは行政、企業も含めてのプラットフォームが制度的に担保されていくのか、ちょっと答えがあれですけども、協議型のプラットフォームをちゃんと設定していくということを、もともとの地域ガバナンスに配慮して進めていくということが表れているといいなと思いました。

以上です。

**【委員長】** 御指摘ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。一通り、御意見のある方からは御意見をいただいたようですので、それでは、御質問も幾つかあったと思いますので、事務局から、今までのコメントも踏まえて、ちょっとお答えいただけるとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

**【鈴木都市計画課長】** 先生方、ありがとうございました。まず、本当に貴重な御意見を今回もたくさん賜りまして御礼を申し上げたいと思います。そうしましたら、コメントいただいたこと、それから御質問を中心にコメントさせていただきたいと思います。

まず、〇〇先生から、アジリティーということで御紹介いただきまして、ちょっと何らか、うまく盛り込めるかどうかということで検討させていただければと思っております。

それからGXに関して民間活力をもう少し幅広くというところ、これも検討させていただければと思います。

それから〇〇先生から、自治法のところは正確にということで、対応させていただきた

いと思います。

それから〇〇委員から、公共交通の重要性というところで、一言でもいいのでということで、危機感はかなり書かせていただいているつもりなのですが、そこに少し、重要性というところが触れられるかどうか検討させていただければと思います。

それから〇〇先生から、民間の参画というところ、なかなか行政だけではネックになっているところが民間の参画でうまくいくというところをぜひ今後の制度設計の中でということなので、これは意識して今後進めてまいりたいと思います。

それから〇〇先生から、特にデータの中で緑や自然の話、これは御指摘のとおりかなと思います。3D都市モデルなんかもやっておりますが、実は今、こういう中でも緑の関係、公園とか街路樹とかもうまく連動ができないかというようなことも進めておりますので、その辺を少し意識して記述の中でも工夫をさせていただきたいと思います。あと独自の条例という件、これは我々もこれから、この関係で少し制度ものも含めて考えて検討していけたらなということも思っておりますので、そういう中で、既存の自治体さんの取組がうまく生かせるようにということも十分意識して進めてまいりたいと思います。

それから〇〇先生から、面的エネルギーの関係で、大都市は増えていると書いてあるんだけど本当かということと、地方都市の在り方について、この点はここまでいっていますよねというところが誤解を受けないような記述はちょっと考えていきたいなと思っています。それから都市計画制度の柔軟性というのは我々も非常に強く意識しているところがございますので、今後どういう形でまたこの検討を深めていけるかということは、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

それから〇〇先生から、森林の側からも優先度があるよということでおっしゃっていただいたかと思います。これは先ほどの〇〇先生の関係とも近いですがけれども、データ化の件はしっかり対応、どういうふうにできるかということ、記述も含めて考えていきたいと思っております。

それから、都計区域外の予算制度のところで、都計税との整合性、御指摘はおっしゃるとおりというところもあるんですけども、ここで考えているのは、都計税で本格的に整備しましょうと言っているような、例えば地域外からの求心力もあるような都市施設というところまでではなくて、何とか既存の集落なんかを維持していけないかということでもありますので、そういう限りにおいて対応しますという話かなと。厳密に言えば、施設に一定の投資をするというのは、それはそうなんですけれども、都計区域外で全く道路みたい

なものをつくらないのかといったらそういうことでもなかつたりもするので、その延長でお考えいただければいいのかなと思っております。

それから〇〇先生から、連携のお話、これは御指摘のとおりかなと思しますので、御指摘をいただいた表現ぶりを含めて、しっかりいい形で入れられればなと思っております。

それから御質問いただいた、予算支援の結果について、これは予算の中での調べというのは一定やって、公表させていただいたりしているんですけども、なかなか大部になるということもあるので、主なものをピックアップしてK P Iという形で政府の閣議決定文書等々にも出させていただいているところがございます。例えば、立適で言えば、計画をつくっていただいている数だったりとか、居住誘導区域の中の人口の割合だったり、そんなことがありますけれども、ただ、この辺が国民の皆さんにより分かりやすい形で示されるというのは大切かと思しますので、そういったお示しの仕方というのも引き続き検討させていただければと思っております。

それから最後、〇〇委員から、エリアマネジメントについて、法人制度に限った形だけでなく、広く読み取れるようにということで、地域型のプラットフォームとの協調といった問題意識もいただきましたので、その辺が誤解を与えないような表現というのはしっかり考えさせていただければと思っております。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。御質問に関しては、今で十分お答えいただいたということでよろしいですか。

**【鈴木都市計画課長】** 一応、2点の御質問にはお答え申し上げたつもりです。

**【委員長】** 御質問された〇〇先生、それから〇〇先生、今のお答えでよろしいですか。

**【〇〇臨時委員】** 理解しました。ありがとうございます。

**【〇〇臨時委員】** ありがとうございます。

**【委員長】** どうもありがとうございます。今のお答えを受けて、さらに何か御質問等、また御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

私もコメントを何かと思っていたんですけど、ほぼ言われてしまいましたので、御礼でございます。ちょっと感想みたいな話になるんですけど、今回、デジタルの最後のところ、デジタルと実際の空間とをどうするかという話がここに入ったのが結構ありがたいなとは思っています。実は2010年10月の社整審都市計画・歴史的風土分科会のコメントで、当時、ネットショッピングの発生によって都市にデジタルの影響が出てきはじめてい

たので、実空間とサイバー空間をセットで考えないといけないですよという発言をしたことがあったんです。そのときは笑い話だったんですけど、コロナになって社会が変わってきて、デジタルとかサイバースペースとかそういうことも都市計画の領域としてセットで考えないといけないということが認知されてきたということで、こういうふうなレポートにまとめていただけたということで、そこは本当に時代が変わってきたなと思っています。

あと、今回委員に入っていた先生方は各分野の専門のトップの先生方で、貴重な意見をいただいて、この取りまとめがどんどんよくなって改善されていくというプロセスを見て、本当にありがたく思いました。

ということで、現在いただいたお答え、小委員会としては、中間取りまとめの内容について、今、課長から御説明もありましたということで、おおむね御了解いただいたということにさせていただければと思うんですが、それで差し支えないでしょうか。

【〇〇臨時委員】 少しささいな質問なので、お聞きするかどうか迷っていたところなんですけれども、19ページの社会ニーズに対応した市街地整備事業の推進に向けた運用の改善のところの7行目、「既存建築物を活用した市街地再開発事業における留意点の注意喚起など」と書いてあるんですが、これは具体的にはどういったことを想定していらっしゃるのかお聞きできますでしょうか。

【鎌田市街地整備課長】 今の「既存建築物を活用した市街地再開発事業における留意点」というところなんですけど、あくまでも再開発に係る地区要件、老朽とかそういった地区要件について何か変わるわけではないんです。そういう地区要件が変わらないので、こういった都市計画事業としての市街地再開発事業ができるんですという点がまず大きくあります。それと、そういう既存建築物と新しく建つ建築物、権利変換という形で、再開発ですから権利が移るんですが、それはどちらにでも行き得るものなんです。もともと既存建築物があって、それをリノベーションしたから、そこにだけいなくちゃいけないというわけではないので、権利変換というものについては、そのエリア内の建物どこでも行けます。もちろんそれは古い建物をリノベーションしたものと新しいものでは床の価値が違いますから、その辺もよく考えながら権利変換計画を立てなくちゃいけない。そういった点について、やり方としては新しいものですから、注意喚起をしてまいりたいと考えております。

【〇〇臨時委員】 お考えとしては結構かと思っております。ただ、この一文でそれが理解できるかどうかというのが疑問に思っております。もう少し丁寧に、わかりやすく

書き込める範囲で記述いただいた方が良いのではと思っております。

【鎌田市街地整備課長】 ありがとうございます。検討させていただきます。

【委員長】 御指摘どうもありがとうございます。

ほかにまだございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今回委員の皆様からいただいた意見等を踏まえ、中間取りまとめの確定・公表に向けた段取りを進めたいと思いますけれども、文言修正等につきましては、委員長一任ということで、私のほうで事務局と調整しながら対応するというにさせていただければと思いますが、それで差し支えないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。異議なしという声が聞こえたので、そのようにさせていただきます。

なお、本日御欠席の委員の方もいらっしゃるので、今週の3月24日金曜日、今週末いっぱいまで中間取りまとめの内容に対する御意見を受け付けたいと思います。今日気がつかなかったけれども、こんなこともあるというふうなこともあるかも分かりませんので、そういう御意見がある場合につきましては、事務局まで、今週末、金曜日までに御連絡いただければと思います。

あと今日、まちづくりGXに関連した今後の施策の方向性について御報告いただくことがあるということでございますので、そちらを事務局より御報告をお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。口頭にて、御説明いたします。

中間取りまとめに記載のとおり、世界的な潮流として、気候変動に向けた2050年のカーボンニュートラル実現やネイチャーベースド・ソリューション（自然を基盤とした解決策）の価値観の広がりといった動きを受けまして、まちづくりGXについて検討を深めていきたいと思っています。

昨年12月にはCOP15において、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに陸地と海の30%以上を保全地域とする30by30や、都市分野においても緑地・親水空間に関する目標が提示されました。環境省でも、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の検討が進められていたり、来年9月にはTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワーク公表等も予定されています。このような動きを受け、生物多様性の確保に対して、国際的な機運の高まりが見られるところです。また、コロナにより社会環境が変化する中で、都市に対するウェルビーイング

の要請も年々高まってきています。

こうした動きを踏まえ、都市局としては、多様な機能を有する都市の緑を改めて捉え直す必要があると考えています。すなわち、都市の緑につきましては、CO<sub>2</sub>の吸収などの環境面での機能はもちろんのこと、都市の暑熱、ヒートアイランド対策や癒やし効果、レクリエーション効果の発揮も期待できるものと考えています。

小委員会で取り上げましたコンパクトシティの高質化、多様化や柔軟なまちづくり、エリアマネジメントの取組などのテーマの重要性はもちろんのこと、こちらについても引き続き検討を深めていきますが、そうした中でもまちづくりGXは、まさに今、行動制限も緩和され、新たな価値観が浸透し始めているこの時期を捉えて、都市政策として、よりインパクト、スピード感を持って進めていく必要があると考えており、重点的に検討していきたいと考えています。

具体的には、官民両面での社会的な状況につきまして総合的に検討し、民間投資にもつながらる都市の緑を評価する仕組みの構築や緑を確保する自治体への支援などを検討していきたいと思っています。これまでの委員の皆様のコメントを検討につなげていきます。

なお、これらの取組方針につきましては、今年のG7都市大臣会合の場でも打ち込むことにより、各国との共通認識を持った上で、国内外にPRして推進していくとともに、夏をめぐりに改定予定の国土形成計画とも内容面での連携を深めていきたいと考えています。今後検討を深めまして、改めてこの小委員会の場で御議論をお願いしたく存じます。以上、どうぞよろしく願いいたします。

**【委員長】**      ありがとうございます。報告事項ではございますが、何か御質問等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【〇〇委員】**      都市の緑のランドスケープを専門としてきた人間として、そうしたところに力を入れていただけるということにつきましては、大変にありがたく思っている次第でございます。

その際に、本当に何度も繰り返しで大変恐縮ですが、例えば前回の委員会のときにむつ市さんのほうで御報告いただいた取組、すなわち農業と林業と低炭素と、全てうまく組み合わせながら、それをまちづくりの中に位置づけていかれるというお話は私も大変に感銘を受けまして、ぜひ一度、現地を拝見することも含め、詳細を伺えればと思っていた次第なんですけれども、こういった視点というのが、なかなか欧米発の、いわゆるカーボンニ

ュートラルであれ、ネイチャーベースド・ソリューションであれ、出てこない話だと思うんです。ですが、例えば東京都であっても、御存じのとおり東京都という一つの自治体の中に、西3分の1は山林ですし、それから農業も面積的に言えばまだ3%の土地が農地として残っておりますし、そこにさらに1,400万人という巨大な都市が乗っかっているという、さらに島嶼部も含めればそこに漁業もある、そういうポテンシャルを持っている自治体って恐らく同じような規模の世界中の都市の中にはないんだと思うんです。ですので、その特性をうまく生かした形でのネイチャーベースド・ソリューションということを経験として提示していくということが非常に大事なのではないだろうかと思っております。

ですからそういった中であって、繰り返してございますけど、むつ市さんの取組などは非常に先進的な事例として、ぜひ取り上げていただけるといいのではないかなと思っております次第でございます。

以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございます。今までのスプロールが逆に使えるところがあったりしますので、御指摘どおりかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。では、御報告ありがとうございました。

それでは本小委員会の今後の進め方なんですが、今も少しお話がありましたけれども、本日までの委員の方々の御議論を受けまして、今後、国土交通省のほうで制度化等に関しまして検討に入られるということでございます。ということで、小委員会の活動としてはしばらく間を空けさせていただいて、検討状況などについて、しかるべきタイミングで小委員会を開催し、調査審議を行っていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

ということで、若干早いですけれども、本日の議事は以上となります。

最後に、天河局長から、ぜひ一言いただければと思います。よろしくお願いたします。

**【天河都市局長】** これは令和3年12月から御議論いただいたということで、私は昨年の6月から参加をさせていただきました。それで、非常にいろんなテーマを取り扱っていただきまして、御議論の中にありましたけど、こんな幅広いテーマをやっている審議会はあまりないんじゃないかというお話もございましたが、まさにそのとおりかなと思っております。そもそも都市計画は総合行政でございますので、いろんな行政が関わりますということで幅広くならざるを得ないかと思っておりますが、また時間的にも、1回都市計画を決



めてしまいますとかなり時間もそのまま固定されるということで、そういった意味で非常に論点が多い御議論をいただいたということで、本当にありがとうございます。

私、ちょっとしゃべる機会がなかったんですけど、ちょうど33年前に当時の建設省都市計画課に入りまして、〇〇先生は当時先輩でいらっしゃいましたけど、そのときは大都市を中心とする地価高騰がございまして、住宅地が足りないと、住宅が高いということで、例えば生産緑地なんていうのは、大都市にある住宅の種地をある意味出すためにやった政策、これは平成3年です。それから平成4年の用途の純化というのも、事務所と建物が混じると事務所につられて建物の値段が上がるから、住宅系の用途を純化しなきゃいけないということでやったわけですが、毎日のように国会でいろいろご指摘を頂いていましたけれども、目指すべき方向は割と単純であったかなと思います。そんなことを言うと先輩方に怒られるかもしれませんが。

三十何年ぶりにこの都市計画に携わるような感じになりましたけど、非常に問題が複雑化しているというのが私の個人的な実感でございまして、そもそも価値観が多様化しているとよく言いますが、まだ平成2年の頃は国が都市計画の主役みたいな顔をしていましたけど、今は市町村が当然主役でございまして、市町村さんによって多分いろんな考えがあると思います。私どもコンパクトシティということでやっていますが、大部分の市町村さんがいいと思ってやっていると我々は思っていますが、そうじゃないところもあるかと思っています。そういう意味で非常に価値観が多様化しております。

あと、これもよく今までの御議論の中でありましたけど、非常に移り変わりが早いということで、都市計画って土地とか建物の話なものですから、1回やっちゃうとそんなに簡単に変えられないということがあって、また、制度をつくと、我々が制度をつくって法律を通して公共団体さんに分かっていただいとやっていると5年ぐらいすぐたっちゃうんですけど、その間に世の中が変わってしまうということもあるかなと思ってまして、都市計画制度というのは改めて本当に難しい、だからこそ難しい制度だなということを御議論を伺っておりまして思いました。

時間的な耐久性を持って、あと空間的な広がりを持って、そうした都市計画制度を我々としては用意して、ただ、その都度その都度、アジャイルというお話がありましたけど、やはり変えるべきところは変えるという運用をしていかないと、市町村さんになかなか相手にしていただけないんじゃないかと、ある程度国交省のほうを見ていただくためにはそういう非常に難しい運用と制度の構築というのが必要になるだろうということを改めて

感じました。本当にありがとうございます。

それで、今、事務局から話がありましたけれども、今年はGXということで、1つはやはりGX、これまたお叱りを受けるかもしれませんが、行政の間では皆さん取り組んでおられまして、都市として何かやらなきゃいけないんじゃないかという話はいろいろなところからございます。私ども緑地を所管しておりますし、さっきありましたけど、エネルギーの話も面的整備と併せてやっておりますので、そういったところで何かできないかというある意味単純な発想と、これは私の個人的なものですけれども、緑というのは市場においてあまり価値が評価されにくい、要するにお金を生みませんので、そういった意味で行政が頑張っていかなきゃいけないんじゃないかという思いもあって、GXについて今年は取り組ませていただければと思っています。

〇〇先生からいろいろと御指摘いただきまして、議論の蓄積が大事だと、いろんなことを勉強して、海外だけじゃなくて、日本のもともとの考え方があるじゃないかというお話をいただきましたので、またそこにつきましては勉強させていただいて、場合によっては御意見を頂戴するといったことも、ほかの先生方も含めてあるかと思いますが、いずれにしても、これから本腰を入れて取り組んで頑張っていきたいと思っております。

取りあえず今回、一旦休止でもないですけど、今までいろんな論点に対して、お忙しいところ、いろんな御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上でございます。

**【西岡係長】** 委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

事務局から2点、御報告がございます。

まず初めに、委員長からもお話がございましたが、今週末の3月24日金曜までに、中間取りまとめの内容に対する御意見を頂戴したいと思います。後ほど事務局からメールをさせていただきますので、御確認いただけたらと思います。

また、本日の会議の議事録につきまして、後日、各委員の皆様へ送付させていただきます。御了承をいただいた上で公開する予定でございます。

それでは、以上をもちまして、第24回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

— 了 —